

# 石川県公報

令和6年10月31日（木曜日）

号 外

（第 66 号）

## 目 次

告 示			
○鳥獣保護区の存続期間の更新	(自然環境課) 1	○休猟区の指定	( 同 ) 4
○鳥獣保護区特別保護地区の指定	( 同 ) 3	○特定猟具使用禁止区域の指定	( 同 ) 5

## 告 示

### 石川県告示第392号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条第7項ただし書の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新した。

令和6年10月31日

石川県知事 馳 浩

#### 1 名称

山代温泉鳥獣保護区

#### 2 区域

加賀市大聖寺川河南大橋を起点とし、同所から大聖寺川右岸堤防を北に進み市道第B33号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道B第30号線を経て山代東口に至り、同所から県道小松山中線を東に進み県道水田丸黒瀬線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み小坂町水田丸町を経て主要地方道山中・伊切線との交点に至り、同所から同主要地方道を南に進み柏野大橋北詰めに至り、同所から市道B第173号線を南に進み須谷町に至り、同所から通称山道尾俣を西に進み市道B第109号線との交点に至り、同所から桂谷町の通称上る谷と向山谷との尾根を西に進み別所町宮の谷を経て大聖寺川二天橋に至り、同所から大聖寺川を北西に進み起点に至る線に囲まれた区域

#### 3 面積

590ヘクタール

#### 4 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

#### 5 保護に関する指針

##### (1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

##### (2) 指定目的

当該区域は、加賀市東部に位置する低山帯で、マツ、スギを中心にナラ、クヌギなどの食餌植物が群生し、ヒヨドリ、メジロ、カワラヒワ、カラ類等の里山に見られる留鳥のほか、繁殖期にはキビタキ、アオジ等の野鳥が多数生息している。

したがって、鳥獣の生息、繁殖のため重要な区域であると認められることから、法第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

##### (3) 管理方針

当該区域は、昭和39年から現在まで県設山代温泉鳥獣保護区として保護されてきており、野鳥の生息環境に恵まれた区域である。引き続き鳥獣保護区に指定し、保護環境を保全することを基本とし、野生鳥獣の保護を図るものとする。

なお、区域周辺では、ツキノワグマの出没やイノシシによる農業被害が見られることから、住民に対し防除方法を普及啓発するとともに、石川県特定鳥獣保護管理計画に基づいて個体数調整及び有害鳥獣捕獲を実施する。

---

1 名称

関野鼻鳥獣保護区

2 区域

羽咋郡志賀町深谷地内の国道249号と主要地方道深谷中浜線との交点を起点とし、同所から同主要地方道を西南西に進み同町鹿頭地内の新宮橋右岸の交点に至り、同所から鹿頭川右岸を下流に進み海岸汀線との交点に至り、同所から同汀線を北に進み深谷川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を上流に進み起点に至る線に囲まれた区域(ただし、鹿頭川から深谷川に至る海岸汀線の西側200m以内の島しょを含む。)

3 面積

185ヘクタール

4 存続期間

令和6年11月1日から令和26年10月31日まで

5 保護に関する指針

(1) 指定区分

集団繁殖地の保護区

(2) 指定目的

当該地域は能登半島の西側海岸北部に位置する地帯で、区域はほぼ全域が急峻な地形で天然林の植生が多くみられる。また、断崖の地形は海鳥の営巣がよく見られ、付近の海域は海鳥の格好の餌場となっている。このことから法第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、野鳥の集団営巣地として保全を図るものである。

(3) 管理方針

当該区域は、昭和59年から現在まで関野鼻鳥獣保護区として保護されてきており、野鳥の生息環境に恵まれた区域である。引き続き鳥獣保護区に指定し、保護環境を保全することを基本とし、野生鳥獣の保護を図るものとする。

---

1 名称

猿山鳥獣保護区

2 区域

輪島市門前町字深見地内の深見川と御滝川との合流点を起点とし、同所から深見川左岸を西南西に進み海岸汀線に至り、同所から同汀線を北に進み猿山岬に至り、同所から更に同汀線を北東に進み同市字吉浦地内の吉浦川との交点に至り、同所から同川右岸を南に進み通称角間山の頂点に至り、同所から同市字深見地内の御滝川左岸を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

320ヘクタール

4 存続期間

令和6年11月1日から令和26年10月31日まで

5 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該地域は、輪島市門前町西部の猿山を中心に広がる森林区域で、野生鳥獣の生息に適した環境を呈している。このことから、法第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、鳥獣の保護繁殖を図るものである。

(3) 管理方針

当該区域は、平成6年から現在まで猿山鳥獣保護区として保護されてきており、野鳥の生息環境に恵まれた区域である。これまでに多数の野鳥生息が確認されており、引き続き鳥獣保護区に指定し、繁殖地の環境を現状のまま保全することを基本とし、野生鳥獣の保護を図るものとする。

---

## 1 名称

岩倉鳥獣保護区

## 2 区域

輪島市町野町曾々木地内の国道249号線と主要地方道宇出津町野線との交点を起点とし、同所から同国道を北東に進み旧国道八世乃洞門を通り珠洲市との行政区界との交点に至り、同所から同行政区界を南東に進み水山(標高404m)に至り、同所から山道を南西に進み林道寺地線との交点に至り、同所から同林道を南西に進み主要地方道宇出津町野線との交点に至り、同所から同主要地方道を北北西に進み起点に至る線に囲まれた区域

## 3 面積

622ヘクタール

## 4 存続期間

令和6年11月1日から令和26年10月31日まで

## 5 保護に関する指針

## (1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

## (2) 指定目的

当該地域は、海岸線に屹立する岩場と、それに連なる急峻な山地であり、アカマツ天然林やコナラ、ケヤキ等の広葉樹林が多く、森林性のカラ類、キツツキ類などの野鳥の生息地として、また、サシバ、カッコウ、ジョウビタキなどの渡り鳥の休息採餌にとって極めて好環境を呈している。このことから、法第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、鳥獣の保護繁殖を図るものである。

## (3) 管理方針

当該区域は、昭和46年から現在まで岩倉鳥獣保護区として保護されてきており、野鳥の生息環境に恵まれた区域である。これまでに100種を超える野鳥の生息が確認されており、引き続き鳥獣保護区に指定し、繁殖地の環境を現状のまま保全することを基本とし、野生鳥獣の保護を図るものとする。

**石川県告示第393号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第29条第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定した。

令和6年10月31日

石川県知事 馳 浩

## 1 名称

山代温泉鳥獣保護区山代温泉特別保護地区

## 2 区域

旧加賀市上水道センターを起点とし、同所から耕地界を北に進み市道第B109号線との交点に至り、同所から同市道を東に150m進み同所から尾根線上を南東に進み別所との字界に至り、同所から北西に150m進み同所から尾根線上を北西に進み耕地界に至り、同所から耕地界を北に進み起点に至る線に囲まれた区域

## 3 面積

45ヘクタール

## 4 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

## 5 保護に関する指針

## (1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

## (2) 指定目的

当該区域は、加賀市東部に位置する低山帯で、マツ、スギを中心にナラ、クヌギなどの食餌植物が群生し、ヒヨドリ、メジロ、カワラヒワ、カラ類等の留鳥から、オシドリやマガモなどの渡り鳥まで、多数の野鳥が生息している。

したがって、鳥獣の生息、繁殖のため重要な区域であると認められることから、法第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護繁殖を図るものである。

## (3) 管理方針

当該区域は、昭和44年から現在まで県指定山代温泉鳥獣保護区山代温泉特別保護地区として保護されてきており、野鳥の生息環境に恵まれた区域である。引き続き特別保護地区に指定し、保護環境を保全することを基本とし、野生鳥獣の保護を図るものとする。

なお、区域周辺では、ツキノワグマの出没やイノシシによる農業被害が見られることから、住民に対し防除方法を普及啓発するとともに、石川県特定鳥獣管理計画に基づいて個体数調整及び有害鳥獣捕獲を実施する。

## 1 名称

岩倉鳥獣保護区岩倉特別保護地区

## 2 区域

輪島市町野町曾々木地内の国道249号線と主要地方道宇出津町野線との交点を起点とし、同所から同国道を北東に進み旧国道八世乃洞門を通り珠洲市との行政区界との交点に至り、同所から同行政区界を南東に進み通称蛇ヶ谷内に至り、同所から稜線界を北西に進み標高329メートルの独立標高点を経て同稜線界を岩倉山山頂に至り、同山頂から歩道を進み岩倉山に至り、同所から岩倉寺参道を南西に進み同市西時国地内の同主要地方道との交点に至り、同所から同主要地方道を北に進み起点に至る線に囲まれた区域

## 3 面積

125ヘクタール

## 4 存続期間

令和6年11月1日から令和26年10月31日まで

## 5 保護に関する指針

## (1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

## (2) 指定目的

当該地域は、海岸線に屹立する岩場と、それに連なる急峻な山地であり、アカマツ天然林やコナラ、ケヤキ等の広葉樹林が多く、森林性のカラ類、キツツキ類などの野鳥の生息地として、また、サシバ、カッコウ、ジョウビタキなどの渡り鳥の休息採餌にとって極めて好環境を呈している。このことから、法第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、鳥獣の保護繁殖を図るものである。

## (3) 管理方針

当該区域は、昭和46年から現在まで県指定岩倉鳥獣保護区岩倉特別保護地区として保護されてきており、野鳥の生息環境に恵まれた区域である。これまでに多数の野鳥の生息が確認されており、引き続き特別保護地区に指定し、繁殖地の環境を現状のまま保全することを基本とし、野生鳥獣の保護を図るものとする。

## 石川県告示第394号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、次のとおり休猟区を指定した。

令和6年10月31日

石川県知事 馳 浩

## 1 名称

高階休猟区

## 2 区域

七尾市松百町地内の主要地方道七尾輪島線の松百新橋を起点とし、同所から赤浦川右岸を下流に進み河口より七尾南湾の海岸汀線を東に進み大杉崎を経て市道七尾西湾27号線と市道七尾湾岸線との交点に至り、同所から市道七尾西湊27号線を南西に進み同主要地方道との交点に至り、同所から同主要地方道を南東に進み市道七尾西湊24号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道西湊77号線との交点に至り、同所から同市道を南に進み御祓川との交点に至り、同所から同河川を上流に進み国道159号線との交点に至り、同所から同国道を南西に進み県道徳田停車場線との交点に至り、同所から同県道を西に進み県道池崎徳田線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み県道末吉七尾線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み市道西湊36号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み県道末吉七尾線との交点に至り、同所から同県道を東北東に進み同主要地方道との交点に至り、同

所から同主要地方道を北西に進み起点に至る点に囲まれた区域

3 面積

1,673ヘクタール

4 存続期間

令和6年11月1日から令和9年10月31日まで

---

石川県告示第395号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

令和6年10月31日

石川県知事 馳 浩

1 名称

柴山潟特定猟具使用禁止区域

2 区域

加賀市柴山町地内の県道潮津串線と市道C461号線との交点を起点とし、同所から同市道を東に進み市道C51号線との交点に至り、同所から市道C461号線を東南に進み柴山潟の湖面に至り、同湖面沿いに八日市川に至り、同所から同川の左岸堤防を南に進み市道C4号線との交点に至り、同市道を西へ進み市道198号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道C560号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み主要地方道山中伊切線との交点に至り、同所から同主要地方道を北東に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

270ヘクタール

4 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

---

1 名称

下粟津特定猟具使用禁止区域

2 区域

小松市二ツ梨町地内の国道8号バイパスと県道粟津高塚線との交点を起点とし、同所から同県道を北北西に進み小松市下粟津町地内の市道矢田野小学校通学路線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道林小学校線との交点に至り、同所から同市道を東に進み小松市林町地内の市道島下粟津湯上線との交点に至り、同所から同市道を東南の方向に進み小松市林町地内の国道8号バイパスとの交点に至り、同所から同国道を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

32ヘクタール

4 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

---

1 名称

徳山湯屋特定猟具使用禁止区域

2 区域

能美市岩内町地内の通称加賀産業開発道路と市道岩内金剛寺線との交点を起点とし、同所から同市道を南に進み同市金剛寺町地内の主要地方道小松辰口線との交点に至り、同所から同主要地方道を南西に進み同市金剛寺町地内を経て主要地方道寺島小松線との交点に至り、同所から同主要地方道を北北西に進み市道和気寺島線との交点に至り、同所から同市道を西北西に進み同市和気郵便局前の市道辰口和気線との交点に至り、同所から同市道を北に進

み同市徳山町地内の通称加賀産業開発道路との交点に至り、同所から同道路を北東に進み起点に至る線に囲まれた区域

## 3 面積

620ヘクタール

## 4 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

## 5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

## 1 名称

専光寺特定猟具使用禁止区域

## 2 区域

金沢市専光寺町地内の主要地方道金沢美川小松線佐奇森橋と安原川右岸との交点を起点とし、同所から同主要地方道を東に進み主要地方道松任宇ノ気線との交点に至り、同所から同主要地方道を南に進み市道二塚10号専光寺町東線8号との交点に至り、同所から同市道を西に進み安原川右岸に至り、同川を北東に進み起点に至る線に囲まれた区域

## 3 面積

18ヘクタール

## 4 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

## 5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

## 1 名称

金沢港湾特定猟具使用禁止区域

## 2 区域

河北郡内灘町字向栗崎地内の北陸鉄道浅野川線と大野川右岸堤との交点を起点とし、同所から同川右岸堤を北東に進み同町字大根布地内の河北潟放水路左岸の延長線との交点に至り、同所から東南東に進み対岸の金沢市才田町地内の森下川左岸堤と河北潟調整池左岸の交点に至り、同所から同池左岸堤を南西に進み柳橋川右岸堤との交点に至り、同所から同川右岸堤を上流に進み金沢市道準幹線562号東蚊爪大場線との交点(浪受橋)に至り、同所から同市道を西に進み篠江橋・波除橋を経て大宮川左岸堤との交点(天狗の橋)に至り、同所から同川左岸堤を下流に進み河北潟調整池左岸に沿って進み金沢市道潟津6号湊1丁目線2号の延長線との交点に至り、同所から同延長線を西南西に進み金沢市道潟津6号湊1丁目線3号との交点に至り、同所から同市道を南西に進み浅野川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を北に進み臨港道路無量寺湖南線との交点に至り、同所から同道路を南西に進み北陸鉄道浅野川線との交点に至り、同所から同鉄道線を北西に進み起点に至る線に囲まれた区域

## 3 面積

453ヘクタール

## 4 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

## 5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

## 1 名称

田鶴浜特定猟具使用禁止区域

## 2 区域

七尾市田鶴浜町地内の国道249号と主要地方道氷見田鶴浜線との交点を起点とし、同所から同主要地方道を南に進み市道高田三引線との交点に至り、同所から同市道を西北西に進み三引川の右岸に至り、同所から同川右岸を下流に進み国道249号との交点に至り、同所から同国道を東に進み起点に至る線に囲まれた区域

- 3 面積  
130ヘクタール
- 4 存続期間  
令和 6 年 11 月 1 日から令和 16 年 10 月 31 日まで
- 5 禁止に係る特定猟具の種類  
銃器

